

○火薬類取締法第 52 条第 1 項の規定に基づく公安委員会の意見聴取範囲の協定について

(昭和 36 年 7 月 26 日岡防第 785 号警察本部長例規)

(概要)

火薬類取締法第 52 条第 1 項(意見聴取)の規定により、県知事が同法第 17 条第 1 項(譲渡又は譲受)または同法第 25 条第 1 項(消費)の許可をしようとするに際して意見を聞かなければならない場合を規定した同法施行令第 13 条第 1 項について、その細目を岡山県知事と岡山県公安委員会との間で協定しているが、本例規通達は、その協定に関し、

語句の解釈

意見聴取の照会書の受理と回答要領等を具体的に規定したものである。